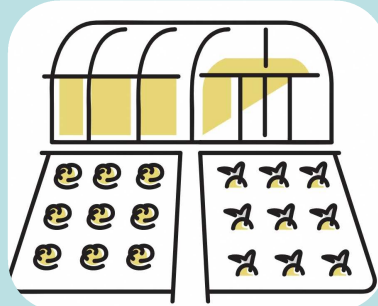


静岡県で農業を 体験してみませんか？

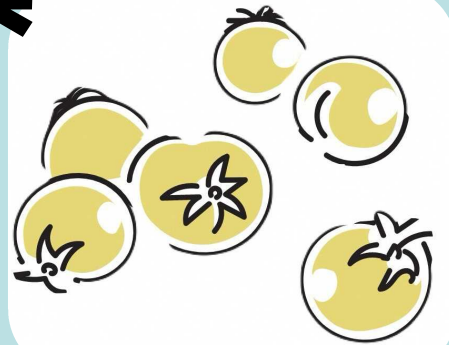
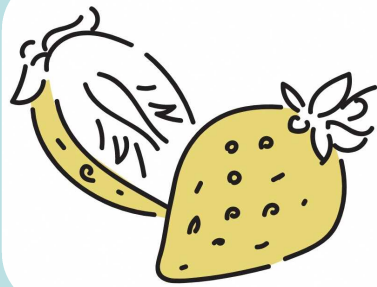
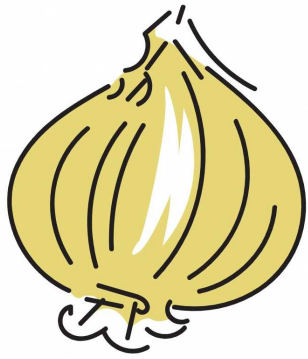
ちょっと



静岡県での就農や農業法人就職に興味のある
社会人、大学生、専門学校生、高校生対象！



短期農業インターン 受入事業



日本一高い富士山や日本一深い駿河湾...多様な風土と温暖な気候に恵まれた
静岡県は、多彩な農林水産物の宝庫です。さあ、ごいっしょに農業体験！

体験内容

- 体験日数：1回あたり3～7日 ※高校生は1日から可能
- 体験日程：相談の上、自由に設定
- 体験作目：野菜、果樹、茶、花など
- 作業の例：種まき、植え付け、収穫、出荷など
- 参加費用：無料

※交通費などの必要経費は自己負担



その他、お申し込み方法等は裏面をご確認ください！👉

令和7年度 募集内容

お申し込み～実施までの流れ

■体験先

静岡県内の農業者や農業法人
※募集要項に過去実績リストを掲載

■体験実施時期

令和8年2月28日まで
※体験先との調整により決定

■体験日数

1体験先当たり3日～7日
(高校生の場合は1日～7日)
※最大3体験先で体験可能

■参加資格

独立就農・法人就職問わず、
職業として農業に関心があり、
静岡県内で農業への就業を希望
していること

■募集人数

20人程度

■参加費

無料
※交通費、食費、傷害保険料等の
必要経費は自己負担

■申込方法

県農林事務所と就農相談を行った
上で、所定の申込用紙にてお申し
込みください。
相談は随時受け付けています！

■申込期間

令和8年1月30日まで
(定員になり次第終了)

■注意事項

体験を受ける場合は、御自身で
傷害保険へ加入していただきます。

就農相談: 県農林事務所担当者と就農に
向けた面談を行います(対面が困難な場
合は電話等)。

申込書記入: 申込用紙は最寄りの県農林
事務所等で入手できます。また、静岡
県のホームページからダウンロードも
できます。

申込書提出: 申込書を県農林事務所
に郵送もしくは持参してください。

申込内容の確認: 県農林事務所より
電話等で申込内容の確認をします。

体験先の決定: 県農林事務所より
体験先を連絡します。

体験先へ連絡: 体験先決定後すぐに
体験先へ連絡し、体験日程や宿泊の
確認、持ち物や交通手段などを
相談してください。
○体験計画書等を作成するとともに、
傷害保険に加入してください。

体験開始: 農業体験を開始！
必ず体験先のルールを守ってください。

体験終了: 体験報告書を作成し、
体験先に提出して、体験終了です。
後日、県農林事務所よりヒアリング
があります。

ご相談・お問合せ先

○最寄りの県農林事務所

賀茂農林事務所(下田市) 0558-24-2076
東部農林事務所(沼津市) 055-920-2158
富士農林事務所(富士市) 0545-65-2194
中部農林事務所(静岡市駿河区) 054-286-9020

○静岡県経済産業部農業局農業ビジネス課

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号
TEL: 054-221-2712 FAX: 054-221-3688
Eメール: nougyoubiz@pref.shizuoka.lg.jp

志太榛原農林事務所(藤枝市) 054-644-9214
中遠農林事務所(磐田市) 0538-37-2269
西部農林事務所(浜松市中央区) 053-458-7212